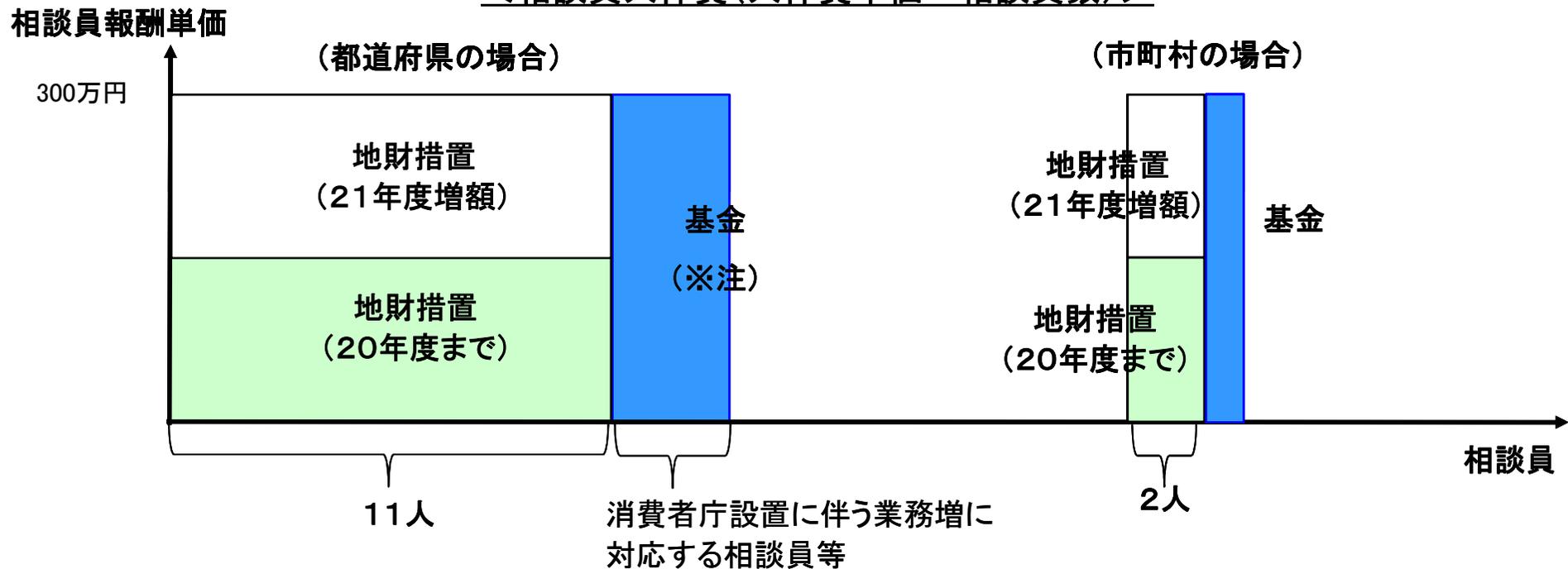


地方消費者行政活性化交付金(21年度補正予算)措置時の考え方

○平成21年度の地方財政措置では、年間報酬300万円の相談員11人分が基準財政需要に計上されている(標準団体=人口170万人の場合)。

○また、市町村では、同じく年間報酬300万円の相談員2名分計上されている(標準団体=人口10万人の場合)。

＜相談員人件費(人件費単価×相談員数)＞



※注 処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることとされている。

X県の例

相談員報酬単価

X県の場合(人口147万人)

300万円

現状では、交付税措置が十分に活用されていない。

215万円

9人

相談員数

- 基金充当による相談員増
- 自主財源(=従前の地財措置でカバーされている費用)
- 今回の地財措置でカバーされていると考えられる費用。

相談員報酬単価

<X県内の基礎自治体の例>

(注)基準財政需要額の前提は標準団体(人口10万人)に比例して積算されているものと想定。

300万円

186万円

120万円

109万円

148万円

106万円

144万円

1人 1人

3人 1人

1人 1人

1人

1人 1人

1人

A市:
人口18.8万人

B市:
人口15.2万人

C市:
人口14.8万人

D市:
人口6.6万人

E市:
人口5.6万人

F市:
人口5.5万人